

2020年8月18日

各位

会社名 **いちよし証券株式会社**
代表者名 執行役社長 玉田 弘文
(コード8624 東証1部)
問合せ先 広報室長 河合 孝俊
TEL. 03(4346)4510

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において第三者割当により、当社及び当社子会社の従業員持株会である「いちよし証券従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に対して自己株式の処分を行うこと（以下、「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2020年11月16日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 111,500株
(3) 処分価額	1株につき438円
(4) 処分総額	48,837,000円
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による (いちよし証券従業員持株会 111,500株)
(6) その他	本第三者割当については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注) 本第三者割当においては、持株会の会員が奨励金の対象となることから、本日以降、十分な周知期間を設けて入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）は、プロモーション終了後に確定します。

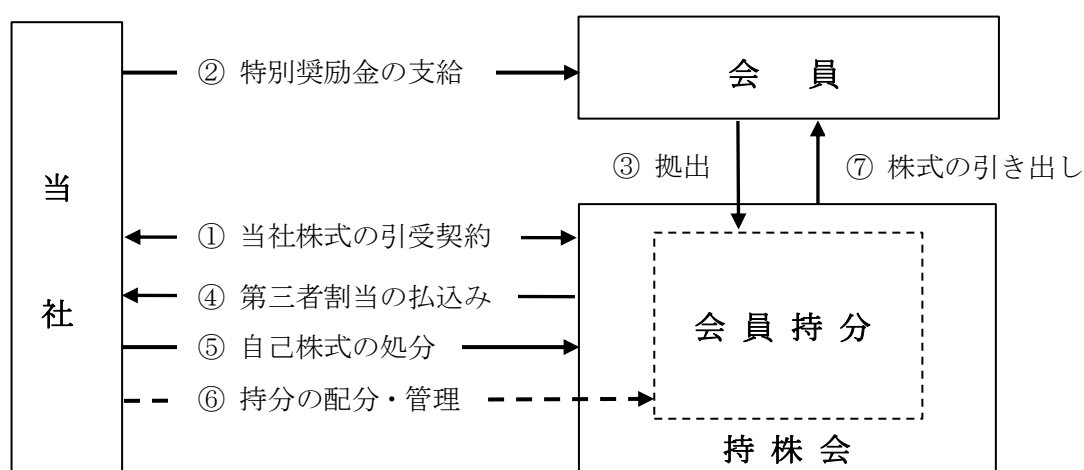
2. 処分の目的及び理由

当社は、本日2020年8月18日に創立70周年を迎えるにあたり、当社グループの従業員に対して、これまでの当社の発展への貢献に感謝の意を表し、創立70周年の喜びを分かち合うとともに、昨年10月から当社グループ役職員が一丸となって取り組んでいる20年振りの「改革の断行」・中期経営計画「アタック3」をやり抜き、更なる企業価値の増大を目指すべく、従業員のモチベーションの向上を企図して、持株会を通じた当社の発行する普通株式（以下、「株式」といいます。）の付与（以下、「本件スキーム」といいます。）を決定いたしました。

本件スキームの概要につきましては、本日付「新たな株式インセンティブ・プランの導入について」をご覧ください。本第三者割当は、当社及び当社子会社の従業員のうち持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に対する付与のため、持株会に対して第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）にあります通り、後日確定致しますが、最大 111,500 株を持株会に処分する予定です。なお、希薄化の規模は、2020 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 42,431,386 株に対し 0.26%（小数点以下第 3 位を四捨五入、2020 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 359,679 個に対する割合 0.31%）となります。

<本件スキームの仕組み>



- ① 当社と持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は支給された特別奨励金を持株会に抛します。
- ④ 持株会は会員から抛出された特別奨励金を取りまとめ、本第三者割当について払込みを行います。
- ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 割当てられた当社株式は、持株会の持株事務の委託先である当社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます。1 会員あたりの配分株数は 100 株となります。
- ⑦ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に自由に引出すことが出来ます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当は、本件スキームの導入を目的としております。処分価額につきましては、2020 年 8 月 17 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である 438 円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。なお、この価格の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率（小数第三位を四捨五入）は、以下の通りとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 ヶ月（2020 年 7 月 18 日～2020 年 8 月 17 日）	416 円	5.29%
3 ヶ月（2020 年 5 月 18 日～2020 年 8 月 17 日）	439 円	-0.23%
6 ヶ月（2020 年 2 月 18 日～2020 年 8 月 17 日）	456 円	-3.95%

当社の監査委員会（社外取締役である監査委員 3 名全員）は、上記処分価額について、本第三者割当が本件スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上